

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則 ○ 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則 ……………	社会教育・文化財保護課	1 頁
○ 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を 改正する規則 ……………	予 算 経 理 課	1 頁

規 則

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年十二月七日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会規則第七号

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則

三重県立図書館の管理等に関する規則（平成六年三重県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む）及び第八条中「資料貸出券」を「利用カード」に改める。

第二号様式中「資料貸出券」を「利用カード」に改め、第三号様式中「資料貸出券」を「利用カード」に、「券」を「カード」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県立図書館の管理等に関する規則（以下「旧規則」といふ。）の規定に基づいて作成された有効な資料貸出券は、改正後の三重県立図書館の管理等に関する規則の規定に基づいて作成された利用カードとみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年十二月七日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会規則第八号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

- 2 修学支度費の貸与を受けられることができる者は、前項各号に定める条件に該当する者であつて、当該年度に高等学校等に入学した者とする。

第三条第三項第一号中「、第三号及び第四号」を「及び第三号」に、同項第二号中「、第三号及び第三条第一項第二号」を「及び第三号」に改める。

第九条第一項第一号中「、第二号及び第四号」を「及び第二号」に改める。

第十五条第一項第五号中「及び第四号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県高等学校等修学費等金の貸与に関する規則の規定は、平成二十一年十二月十七日から適用する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社